

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：広島県教育委員会

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) ※
任期の定めのない常勤職員	93.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.0%
全職員	92.8%

※ 男女の給与の差異 = (女性の平均年間給与) ÷ (男性の平均年間給与) × 100

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.1%
本庁課長相当職	99.0%
本庁課長補佐相当職	97.2%
本庁係長相当職	95.5%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.8%
31～35年	95.0%
26～30年	94.5%
21～25年	93.7%
16～20年	93.0%
11～15年	91.0%
6～10年	94.1%
1～5年	94.3%

#### 【説明欄】

- ・ 1については、どちらの職員区分においても女性の人数割合が高いが、給与水準の低い任期の定めのない常勤職員以外の職員(再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員)の男女比がより高いため、全職員における女性の給与水準がそれぞれの水準より低くなっている。
- ・ 2については、任期の定めのない常勤職員について、平均年齢が男性の方が高いため、全体として男性の給与水準が高くなっている。